

作成日 2010年 8月 1日
改訂日 2017年 5月 15日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 ハイアルコール除菌剤
会社名 株式会社MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3
担当者名 階商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX番号 0120-289-888
緊急連絡先 所在地と同じ
整理番号 M211008

2. 危険有害性の要約

GHS分類（エタノール（事業法アルコール）として）

物理化学的危険性	:	引火性液体	区分2
		自然発火性液体	区分外
		自己発熱性化学品	分類できない
		金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性	:	急性毒性（経口）	区分外
		急性毒性（経皮）	区分外
		急性毒性（蒸気）	区分外
		急性毒性（吸入：ミスト）	分類できない
		皮膚腐食性・刺激性	区分外
		眼に対する重篤な損傷・刺激性	区分2B
		呼吸器感作性	分類できない
		皮膚感作性	分類できない
		生殖細胞変異原性	分類できない
		発がん性	分類できない
		生殖毒性	区分1A
		特定標的臓器・全身毒性（単回曝露）	区分3（気道刺激性、麻醉性）
		特定標的臓器・全身毒性（反復曝露）	区分1（肝臓）、区分2（神経）
		吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有毒性	:	水生環境急性有害性	区分外
		水生環境慢性有害性	区分外
		オゾン層への有害性	分類できない

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外

絵表示 :



注意喚起語 :

危険

危険有害性情報 :

引火性の高い液体及び蒸気（H 2 2 5）
眼刺激（H 3 2 0）
生殖能または胎児への悪影響のおそれ（H 3 6 0）
呼吸器への刺激のおそれ（H 3 3 5）
眠気またはめまいのおそれ（H 3 3 6）
長期にわたる、または反復曝露による臓器（肝臓）の障害（H 3 7 2）
長期にわたる、または反復曝露による臓器（神経）の障害おそれ（H 3 7 3）

- 注意書き : 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること (P 2 1 0)
 容器を密閉しておくこと (P 2 3 3)
 防爆型の電気製品、換気装置、照明装置を使用すること (P 2 4 1)
 火花を発生させない工具を使用すること (P 2 4 2)
 静電気放電に対する予防措置を講ずること (P 2 4 3)
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること (P 2 8 0)
 取扱い後は、手をよく洗うこと (P 2 6 4)
 使用前に取扱説明書を入手すること (P 2 0 1)
 ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること (P 2 6 1)
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと (P 2 0 2)
 屋外又は換気のよい場所でのみ使用すること (P 2 7 1)
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと (P 2 7 0)

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 エタノール (事業法アルコール) を主剤とする混合物
 一般名 エタノール製剤

成分	化学式	CAS 番号	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	含有量
エタノール	C_2H_5OH	64-17-5	2-202	67.890%
水	H_2O	7732-18-5	対象外	32.085%
乳酸ナトリウム	$C_2H_5NaO_3$	非公開	非公開	0.025%

4. 応急措置

- 皮膚に付着した場合 (P 3 0 3) : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。(P 3 6 1) 皮膚を流水で洗うこと。(P 3 5 3)
- 眼に入った場合 (P 3 0 5) : 水で数分間注意深く洗うこと。(P 3 5 1) 次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
 その後も洗浄を続けること。(P 3 3 8)
- 眼の刺激が続く場合 (P 3 3 7) : 医師の手当てを受けること。(P 3 1 3)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合 (3 0 8) : 医師の手当てを受けること。(P 3 1 3)
- 吸入した場合 (P 3 0 4) : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P 3 4 0)
 気分が悪いときは、医師の手当てを受けること。(P 3 1 4)

5. 火災時の措置

消火剤 : 耐アルコール泡、水、粉末、炭酸ガス

消火方法 : 初期の火災には、耐アルコール泡、又は大量の水噴霧、粉末、炭酸ガス等の消火器による消火を行う。
 (P 3 7 8)

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 :

- ・関係者以外の立入りを禁止する。
- ・高濃度の蒸気にさらされないように保護眼鏡、防毒マスク、ホースマスク等適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項 :

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起さないように注意する。
- ・大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材 :

- ・少量の場合には、こぼれた場所へ速やかに大量の水で洗い流す。
- ・大量の場合には、漏出液を密閉式の空容器に出来るだけ回収し、回収出来なかった場所へは大量の水で洗い流す。

二次災害の防止 : 浸透性及び揮発性があるので、付近の着火源となるものは速やかに取り除く。

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱い条件においては安定であり、危険有害な分解生成物は発生しない。

危険有害反応可能性 : 硝酸、硝酸銀、硝酸水銀、過塩素酸マグネシウムなどの強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

11. 有害性情報 (エタノール (事業法アルコール) として)

急性毒性 (区分外、分類できない)

- ・経口 ヒト : LDL_0 1, 400mg/kg 行動、胃腸 (吐気)
- ・経口 ラット : LD_{50} 7, 060mg/kg 呼吸器系
- ・吸入 ラット : LC_{50} 20, 000ppm/10h 毒性未評価
- ・経口 ヒト(男) : TDL_0 700mg/kg 行動 (精神生理学上)
- ・注射 ラット : LD_{50} 1, 440mg/kg 呼吸器系
- ・注射 犬 : LDL_0 1, 600mg/kg 運動失調、呼吸器系
- ・腹腔 哺乳類 : LD_{50} 4, 300mg/kg 運動失調

皮膚腐食性・刺激性 (区分外)

- ・皮膚 ラビット : 400mg 開放 症状(軽度)
- ・皮膚 ラビット : 500mg/24h 症状(重度)

眼に対する重篤な損傷・刺激性 (区分2B)

OECD TG405のDraize testに従った試験により「moderate irritating」と評価されている。

ヒトで角膜上皮の障害、結膜充血は1,2日間で回復する。

- ・目 ラビット : 100mg/24h 症状(中度)

発がん性 (分類できない)

IARCでは、「アルコール性飲料としてヒトに発がん性がある」としてグループ1に分類しているが、これは、アルコール性飲料を習慣的に摂取するヒトの多数の疫学調査に基づき、アルコール性飲料と食道系及び肝臓のがんの因果関係を認めたものである。

- ・経口 マウス : TDL_0 320mg/kg/50週 毒性未評価

呼吸器感作性 (分類できない)

- ・情報なし

皮膚感作性 (分類できない)

- ・動物試験での有意の皮膚感作性は見られない。

生殖細胞変異原性 (分類できない)

- ・ラット及びマウスにおける優勢致死試験において、陽性結果の報告がある。

変異原性 (分類できない)

- ・小核 マウス(腹腔) : 1, 240mg/kg・48h

生殖毒性 (分類できない)

アルコールの習慣的な大量摂取によりヒト胎児に対する奇形その他の悪影響が多数報告されている。

- ・吸入 ラット : TCL_0 20, 000ppm/7h, 妊娠, 1~22日 発育異常
- ・経口 ラット : TDL_0 44g/kg, 妊娠, 7~17日 発育異常

特定標的臓器・全身毒性 (単回曝露) (区分3(気道刺激性、麻醉性))

ヒトでエタノールの経口摂取により中枢神経系に影響を与え、頭痛、疲労、集中力を低下させ、急性中毒の場合は、死に至ることがある。

ヒトで5000ppm(9.4mg/l)の吸入により気道刺激性、昏迷、病的睡眠を起す。

特定標的臓器・全身毒性 (反復曝露) (区分1(肝臓)、区分2(神経))

ヒトでアルコールの長期大量摂取によりほとんど全ての器官に障害を起すが、最も悪影響を与える標的臓器は肝臓である。障害は脂肪変性に始まり、壊死と繊維化を経て肝硬変に至る。

アルコール中毒患者の禁断症状(振戦症状、てんかん、精神錯乱)

吸引性呼吸器有害性 (分類できない)

- ・情報なし

12. 環境影響情報 (エタノール (事業法アルコール) として)

分解性

- ・理論酸素要求量(ThOD) : 2.10
- BOD₅ 理論酸素要求量の44~80%
- COD 理論酸素要求量の90~100%
- ・バクテリア硝化能の抑制 4, 100mg/Lでニトロソモナス種のアンモニア酸化の50%抑制

生態毒性

- ・マスの幼魚 : LC₅₀ 11.2g/L・24h
- ・コイの一種 : LC₅₀ 18~13.4g/L・96h
- ・クリークチャブ : LC₅₀ 7g/L・24h
- ・グッピー : LC₅₀ 11g/L・7日

13. 廃棄上の注意

- ・残余廃棄物については、燃焼炉の火室へ噴霧し、焼却する。
- ・廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。(P501)
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、若しくは、地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこへ委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者に危険性、有害性を十分告知のうえ処理を委託する。
- ・容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・使用後の容器又は配管等を廃棄処分する時は、内容物を水洗してから処理する。
- ・取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、引火性液体に関する一般的な注意事項による。

14. 輸送上の注意

- 国連分類 : クラス 3 (引火性液体) 国連番号 : 1987 アルコール類 容器等級 II
- 国内規制
- 消防法 : 第2条 別表第1 第4類 引火性液体 3 アルコール類 (指定数量400L)
- 航空法 : 規則第194条 3 引火性液体 (引火点60℃以下)
- 港則法 : 規則第12条 危険物告示別表 2号 ホ
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 : 施行令別表第1 3号 イ 20 Z類物質
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則 : 第2条第1号 ハ (1) 引火性液体
- 取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、消防法により第1類及び第6類との混載禁止。
- 緊急時応急措置指針番号 : 127 (移送時にイエローカードの保持が必要)

15. 適用法令

- 消防法 : 第2条 別表第1 第4類 引火性液体 3 アルコール類 (指定数量400L)
- 食品衛生法 : 食品添加物
- 労働安全衛生法 : 施行令 別表第1 危険物 第4号 引火性の物 3 (エタノール)
- 施行令 別表第9 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 61 (エタノール)

16. その他の情報

参考文献

- 財団法人バイオインダストリー協会 : アルコールハンドブック第9版 (1997)
- 社団法人日本化学会編 : 化学便覧 (改定4版) p. I-280、I-604、丸善 (1993)
- 化学工業日報社 : 13700の化学商品。
- 化学工業日報社 : 国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版第3集(1997)
- 通産省公報 (平成5年12月28日)
- Verschueren, K. : Handbook of Environmental Data on Organic Chemicals 4th ed., (2001)
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構 GHS分類結果 ID : 25B0007 エタノール (平成25年度)
- DFGOT (1996)
- ACGIH (2009)

DFGOT vol. 12(1999)
IARC vol. 144(1988)
ICSC (2000)
HSDB (2003)

このSDSは、JIS Z 7253(2012)に準拠して作成しております。記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、保証をなすものではありません。なお、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。また、注意事項は通常の手扱いを対象としたものなので、特殊な手扱いの場合は、この点にご配慮をお願いします。